

## 極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

オイゲン・オットー氏に対する検察側の反対訊問

問

一、此處に添附してある書類第一號はオットー署名、一九三九年十二月三十一日東京發信の整理番號一三六二一二號より一三六二一五號に至る獨逸文電報の寫眞複寫、同電報が押收せる獨逸の文書たることを證明する一九四六年四月二十三日附のダブリュ・ピー・カミングの口供書寫し、並に同電報及同口供書は自己所有の原本の眞實にして正確なる寫したることを證明するエイル・マツクソンの證明書より成つてゐます。此の電報をお調べの上、それが貴方自身により、又は貴方の指示により獨逸外務省又は獨逸國內の獨逸政府の官廳若しくは官吏に宛てて發せられたものか否かを述べて下さい。

答

、此の電報は私が獨逸外務省に宛てて發したものであります。

問二 同電報の寫しが、貴方自身により又は貴方の指示により上海及新京に宛てて發せられたか否かを述べて下さい。又もしさうであれば同電報は兩市の誰に宛てたのですか。

答、同電報の寫しは、私が上海の獨逸代理公使、並に新京の公使に宛てて發したものであります。

問三 以上の書類第一號を貴方の證言の一部とし證據として提出し、それには「オイゲン・オットー、書證第一號」と記して下さい。一書類第一號を書證として提出する際、記録のため次の様に述べて下さい。「余は一九三九年十二月三十一日附電報の寫眞複寫一九四六年四月二十三日附のダブリュー・ピー・カミングの口供書並に一九四七年八月十五日附のエイル・マクソンの證明書より成り、余即ちオイゲン・オットーにより書證第一號と記したる書類第一號を證據として茲に提出します。」  
答、余は一九三九年十二月三十一日附の電報の寫眞複寫、一九四六年四月二十三日附のダブリュー・ピー・カミングの口供書並に一九四七年八月十五日附のエイル・マクソンの證明書より成り、余即ちオイゲン・オットーにより書證第一號と記したる書類第一號を證據として茲に提出します。

オイゲン・オットー

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

オイゲン、オットー氏に對する検察側の反對訊問

Def. Doc. #2475

問

問一、此處に添附してある書類第二號は、オットー署名一九四〇年一月二十三日附、番號一、一ノ二二より四六一の獨逸文電報の寫眞複寫同電報が押收せる獨逸の文書たることを證明する一九四六年四月二十三日附のダブリュー・ピー・カミングの口供書寫し、並に同電報及び同口供書は自己所有の原本の眞實にして正確なる寫したることを證明するエイル、マクソンの證明書より成つてゐます。此の電報をお調べの上それが貴方自身により、又は貴方の指示により獨逸外務省又は獨逸國內の獨逸政府官廳若しくは官吏に宛てて發

答、此の電報は私が獨逸外務省に宛てて發したものであります。

問二、此の電報の寫しが、貴方自身により又は貴方の指示によりワシントン、上海、及び新京に宛てたものか否かを述べて下さい。

答、また若しさうであれば、以上三市の誰に宛てたのでありますか。同電報は私がワシントンの獨逸大使、上海の代理大使及び新京の公使に宛てて發したものであります。私は日本の重要問題に就き非常に關連のある獨逸官廳には報告を行ふのが常でありますから。

問三、以上の證據書類第二號を貴方の證言の一部とし證據として提出し、それに「オイゲン、オットー、書證第二號」と記して下さい。

一余は一九四〇年一月二十三日附電報の寫眞複寫、一九四六年四月二十三日附のダブリュー・ピー、カミングの口供書、及び一九四七年八月十五日附のエイル、マクソンの證明書より成り、余即ちオイゲン、オットーにより書證第二號と記したる書類第二號を證據として茲に提出します。」

余は一九四〇年一月二十三日附電報の寫眞複寫、一九四六年四月二十三日附のダブリュー・ピー、カミングの口供書及び一九四七年八月十五日附のエイル、マクソンの證明書より成り余、即ちオイ

ゲン、オットーにより書證第二號と記したる書類第二號を證據として茲に提出します。

オイゲン、オットー

アメリカ合衆國其他

荒木貞夫其他  
對

反檢察側を代表して行はれたるオイゲン・オツト氏に對する  
反對訊問調書

第一問

茲に添付してあるのは第三號書類でありまして取件番號一三六二三四號及一三六二三五號と記され、オツトの署名ある一九四〇年一昭和十五年一一月二十六日附獨文の電報の複寫寫眞による爲、及び此の電報は押收したるドイツの公文書であることを證明してゐる一九四六年一昭和二十一年一四月二十三日附のワル・P・カミングの口供書の寫、並ひに右電報及び口供書は現在自己が所有して居る右公文書原本の眞正なる寫なる旨のイエール・マクスンの證明書から成立つて居ります。どうぞ此の電報を調べてそれが貴方自身によつて、又は貴方の指圖に従つて、ドイツ外務省或はドイツに於けるドイツ政府の其他の役所又は

答  
第二問

役人に宛て打電されたものであるか、どうかを述べて下さい。  
コルブルグ公の來訪に關連して微妙な情勢を呈したので、私は  
此の電報を自らドイツ外務大臣宛打ちました。  
どうぞ前述の第三號書類を貴方の證言の一部として證據として

どうぞ前述の第三號書類を貴方の證言の一部として證據として差出して下さい。そしてオイゲン・オット、證據書類第三號とそれに記して下さい。第三號書類を證據書類として差出す場合に、どうぞ記錄の爲め次の様に述べて下さい。即ち「私は此の文書と共に第三號書類を證據として差出します。これは一九四六年一月二十六日附電報の複寫寫眞による寫一九四六年一月二十三日附ワ・P・カミングの九四六年一月二十六日附電報の複寫寫眞による寫一九四七年一月十五日附のイエール・マクスンの證明書から成り立つて居ります。」私は此の文書と共に第三號書類を證據として差出します。これは一九四〇年一月二十六日附電報の複寫寫眞による寫一九四六年一月二十三日附ワ・P・カミング

Def. Doc 2475

ミングの口供書並ひに私がオイグン・オツト、證據書類第三號  
と記した一九四七年八月十五日附のイエール・マクスンの證明  
書から成り立つて居ります。

自分儀正當なる委任を受け資格を附與せられたる中國上海領事區域の  
領事なる處、極東國際軍事裁判所に於て審理中なる指定事件の主任辯  
護人オーラン・カニンガムの要請に基き、一九四七年八月三十日米國總  
領事館内の事務所に於て、オイゲン・オットを實徵したる事、並びに右  
證人を個人的に知り、且つ訊問調書中に指名され、記載され居る人物と  
同一人なることを承知したるを以て、右證人が訊問に答ふるに當り全く  
眞實を證言し、眞實以外何事も述べさる事を先づ宣誓したる後、脣鳴さ  
れたる同人の證據書類を閱讀し、訂正し、自分の面前に於て署名したる  
事を茲に證明す。

更に自分は本件、又は本件の結果に何らかの利害關係を有する當事者の  
執れに對しても法律顧問又は親族に非ざることを證明す。

自分儀右證人として一九四七年八月三十日、中國上海に於て茲に署名し  
公式の封印をなしたり。

米國副領事 アーナー・旦・ローゼン（署名）

電文(電報)

東京 一九三九年十二月二十一日 十二時二十分

受信 同

三 時

十二月二十九日 電文 七九一十號及同十八日七七七廿)號 參照

日本國政は年末に際し内外政局の重壓下に運營されてゐる日本對外政策の三大重要問題たる中國問題解決、對米協調、對露勘定は未だ解決を見ない。南京より下流の楊子江公開の發表も切望されたアメリカの態度變更をもたらさなかつた。米大使は中國一少くとも中支及南支の一獨立と通商の自由を明瞭な目的とする新なる要求を呈出した。彼の要求せる所は主として次の如きものと言はれる。即ち、北支駐屯兵力を八個守備隊<sup>を</sup>削減して他の軍隊の漸次的引揚げ、日本の獨占的開發會社を解散して門戶開放と外國の條約権を保證することである。アメリカの態度は樂觀觀を放棄して和平交渉を行ひ又汪兆銘をその際單に仲介者として利用しよいと云ふ思想が起つてゐる。但し軍部特に支那派遣軍は現在迄汪兆銘を主

班とする新中央政府を樹立する決心をしてゐるが汪は廣範囲の獨立を「要求」の語脱落し又今猶非常な人事關係上の困難と鬪つて居る。露西亞との交渉は細目へ滿洲國々境の確定、漁業協定に限られ日蘇間

の根本問題、特に蘇聯の對文態度には及んで居ない。南滿洲鐵道の負債の廻額六百万圓の支拂の要求の如き露國の些少な反対要求が悪影響を及ぼしてゐる。

國内政局に於ては四六六の衆議院議員中二七〇名が突然意外な反政府的行動に出たため新しい事態を生じた。その行動は總ての小數黨及主要なる黨の多數の議員によつて支持されて居るが、之等の議員は危險な大衆の感情の直接的な印象を持つて選舉権より開院式に迄やつて來たのである。其の大衆の感情と言ふのは貿易政策文部學究の結果たる食糧及給養状態の惡化等に米價高騰及生活必需品配給に於ける政府の失敗等の結果起つたものである。既報の如く内閣は議會參政勢力の行動にからわらず居場りを決し反対派を魔王との會談によつて分裂させやうと試みて居る。左達け彼等の感想の活動も反対する覺悟は殆んど出來てゐない。と言ふのは黨のこれ以上の分裂の危険があるからである。従つて、議會の召集に先立つて一月中に内閣が座冠することが一般に豫期されてゐる

在來幾多の失敗にも係らずそれが一一群崩れ一たところの親アングロサクソン係新聞連が内閣を見棄てはじめてゐる。宫廷關係一一群崩れ一は内閣を維持しようと一一群欠一明に衝撃を受けた。新しい情報に依れば宫廷關係では根本的な政策の變更をくひ止めるために議會政黨の参加による連立内閣を準備することに腐心してゐる。首相には近衛内閣の外相として伯林に知られて居る宇垣大將が候補に挙げられてゐる。對外政局の壓迫と國內の對立の結果として實行力ある連立内閣又はヨーロッパ國家群の一つとの提携今のところ期待出来ない。現内閣の倒壊のため運動してゐる大島白鳥兩大使の意見によると根本的な政策の變更が實現するためには未だ二乃至三の過渡的内閣を要するであらう。

## 上海と新京に轉電済

オット

口  
供  
書

W. P. カミングハ先づ正式ニ宣誓シ證言申延ブ

一、私ハ獨逸關係ノ合衆國政治顧問局員ノ合衆國國務省ノ一員ニシテ從ツ

テ合衆國獨逸ニ政府ノ代表者デアル。

上述ノ資格ニ於テ原文ノ捕獲セラレタル獨逸外務省書類綴及ビ記錄ハ獨逸ベルリン、ベルリン文書部ニ於テ小生ガ所有シ保管シ管理スルモノナリ。

二、前述ノ原文ノ外務省書類綴及ビ記錄ハ追合國派遣軍最高司令官ノ命令<sup>1</sup>ノ下ニ軍隊ニ依リ捕獲取得セラレタルモノナリ、押收取得ト同時ニ前記軍隊ニ依リ先づ獨逸マールブルク工用書類中央部ニ集收セラレ後日前記追合軍ノ權限アル人ニ依リ伯林文書部トシテ知ラレタル前記ノ中央文書部ニ移動セラレタリ。

三、私ハ一九四五年八月十五日獨逸マールブルクニ在ル前記文書部ニ配置セラレ獨逸マールブルク勤務中前記捕獲セラレタル獨逸外務省書類綴及ビ記錄ハ最初ニ私ノ所有管理スル事トナリ其後モ經續シテ私ノ管理下ニ私ガ所持保管スル事ニナリ居タリ。

四、本口供書ノ添付セラレタル書類ハ前述ノ方法ニ依リ私ノ管理下ニ私ノ

所持保管スル所トナリタル前記飼逸外務省書類級及び記録ヨリ捕獲セラレタル飼逸外務省原文書類ノ眞實ニシテ正確ナル寫眞寫ナリ。

五、添附セラレタル寫眞寫ノ前記原文書類ハ皆同保証圖ニ依リ調査審査ノタメ私が保持保留シ、前述ノ理由ニ依リ前記原文利用不可能ノタメ前記原文ノ寫眞寫ヲ茲ニ説明ヲ附シテ提出ス

W・P・カミング（署名）

一九四六年四月二十三日小生ノ面前ニ於テ宣誓署名セリ

高級副官代理

陸軍中佐 A · G · D

G · H · ガード（署名）

飼逸政府事務局（R · S · — —印）

書類第一號

證

明

書

下ニ署名シタル日本東京國際檢察廳文書部長エール・マックソンハ  
 號一三六二一二ヨリ一三六二一五ヲ含ム一九三九年十二月廿一日附オツ  
 トノ署名ヤル附屬電報及ビ茲ニ添附セラレタル一九四六年四月二十三日  
 附ノW・P・カミングノ口供書ハ小官ノ公式保管下ニアル原文ノ眞實ニ  
 シテ精確ナル寫ナル事ヲ證明ス。

一九四七年八月十五日署名

日本東京國際檢察廳文書部長

エール・マックソン

電文（暗號）

オイゲン、オツト、法廷證第二號

東京 一九四〇 一月二十三日 三時

受信 同 〇時

一月二十三日付 四十六號

至急

訊問調書によつて、淺間丸で抑留された二十一名の獨逸人中獨逸國防軍に屬するものは一名もないと云ふことが明になつた。被抱留者名簿によつて英人は船員及技術員に目をつけたと云ふことが判明した。尙その他五十五歳の老倉庫番が抱留された。かくれて抱留を逃れた一等手フオックの言によるとニューヨウクスタンダード石油會社が英總領事館の通報に依ると今迄當會社の被使用人であつた獨逸人の渡航は差支へないと言ふことを渡航に先立つて發表したと云ふことである。

私は第一策として日本外務大臣に事實を通説し、英國の行動の反國際法的本性を強調して日本政府の速かな決意の發表を乞ふた。

私は此の考を差當り非公式に日本外務省に告げた。漸進戰法のみが日本人の氣質に對しては有望である。之は大：白：兩大使の強い意見（電文崩れ）でもある。

外務省及海軍首腦部は現在日本船長の審問を及びその他若干の調査を行つてゐる。外務省スポーツマン今日の新聞記者會談に於て日本の最少

限度の対策として俊烈な抗議を行ふであらうことを發表した。同様の聲明を海軍省の代表者は海軍武官に送つて來た。日本の新聞雑誌は一様に獨逸船員に對し強い同情を示し、英國の行動に付憤り且之を非難してゐる。同事件の日米人目撃者は獨逸人側に明なる好意を表してゐる。ワシントン、上海、新京に轉電済

オーツト

口

供

書

W.P.C.ミングハ先づ正式ニ宣誓シ證言シ申延ブ

一、私ハ獨逸間諜ノ合衆國政治顧問局員ノ合衆國國務省ノ一員ニシテ從ツ

テ合衆國獨逸軍政府ノ代表者デアル。

上述ノ資格ニ於テ原文ノ捕獲セラレタル獨逸外務省書類綴及ビ記錄ハ獨逸ベルリン、ベルリン文書部ニ於テ小生ガ所有シ保管シ管理スルモノナリ。

二、前述ノ原文ノ外務省書類綴及ビ記錄ハ連合國派遣軍最高司令官ノ命令ノ下ニ軍隊ニ依リ捕獲取得セラレタルモノナリ、押收取得ト同時にニ前記軍隊ニ依リ先づ獨逸マールブルク用書類中央部ニ集收セラレ後日記

連合軍ノ種族アル人ニ依リ柏林文書部トシテ知ラレタル前記ノ中央文書

部ニ移動セラレタリ。

三、私ハ一九四五年八月十五日獨逸マールブルクニ在ル前記文書部ニ記置セラレ獨逸マールブルク勤務中前記捕獲セラレタル獨逸外務省書類綴及ビ記錄ハ最初ニ私ノ所有管理スル事トナリ其後モ經積シテ私ノ管理下ニ私ガ所持保管スル事ニナリ居タリ。

四、本口供書ノ添付セラレタル書類ハ前述ノ方法ニ依リ私ノ管理下ニ私ノ

所持保管スル所トナリタル前記獨逸外務省書類綴及ビ記録ヨリ捕獲セラレタル獨逸外務省原文書類ノ眞實ニシテ正確ナル寫眞寫ナリ。五、添附セラレタル寫眞寫ノ前記原文書類ハ請圖係機關ニ依リ調査審査ノタメ私が保持保留シ、前述ノ理由ニ依リ前記原文利用不可能ノタメ前記原文ノ寫眞寫チ茲ニ證明チ附シテ提出ス

W · P · カミング (署名)

一九四六年四月二十三日小生ノ面前ニ於テ宣誓署名セリ

高級副官代理

陸軍中佐 A · G · J

G · H · ガード (署名)

獨逸國政府外務局 (D · S) (印)

書類番號

第二番

證明書

自分儀イエール・マクソンは日本東京の国際検察國文書課長の職にある者なる。此處に添付せるオットにより署名され且つ二十二、一の四十六なる番號を有する一九四〇年一月二十三日附の電報と及び更に右電報に添付せる一九四六年四月二十三日附のW.P.カンミングの宣誓供述等は吾が保管に係る原文の眞實にして正確なる寫しなることを證明す。

一九四七年八月十五日

日本東京国際検察國文書課長

イエール・マクソン(署名)

電文

秘

東京

一九四〇年一月二十六日 九〇五〇時 同

一月二十六日付 六十二號

「オイゲン、オツト」法廷證第三號

外務大臣に  
一八日 三九X號參照

内閣するところによると、日本外務省は來栖大使に對し獨外務省に豫定されたコブルグ公の訪問を三月により良くは四月に延期するよう必要請すべく命じました。その理由とするところは、かかる高顯の歓迎のために準備すべき時間が充分になく、政界の代表的人物は凡て講會に忙殺されると云ふことであります。建國紀念日に際する外國の特命使節の招待は考慮されてゐなかつたので外務省は公の訪問を友好使節の名目にするようになりました。私は連絡者に對し日本の處置がベルリンに於ける重大な悪感情を惹起しあせぬかとの憂慮を個人的に述べ此の奇異な處置の深い動機は私の觀察するところでは獨逸のみが特命使節を派遣することが第三國の手前日本中立を傷けはせぬかとの日本政府のケチくさい心理に求めることができます。

更に淺間丸事件による反英的空氣のために宮庭關係では此の時に當つて公の訪問によつて親獨的輿論の上昇を促進することに不安を感じてゐること之あります。此の想像は次の事實に徴しても眞實のようです。即ち内聞するところに依りますと政府は淺間丸事件の直前に於て公を國賓として大々的に迎へることを計畫考慮したといふことであります。

大島大使は反英運動を突然「形式的には極度に不愉快な」日本政府のベルク公約撤去の主要理由として上げてゐます。此に附し彼は然し乍ら旅行の延期が恐く五ヶ國の政治上有利であらうと見てゐます。その理由は若し反英運動が獨逸の影響によるものであるといふ嫌疑をかけられたければ完全な效果を上げるものと思はれるからであります。入手した許りの情報に依りますと連動は廣く政黨關係に擴かり二月三月には議會に於て激しい鬭争に又悉くは政府の倒潰に導くことが出来るでせう。大島大使は旅行を四月、五月延期するところ然しその決定的な時日は保留するようすゝめてゐます。即ち日本への到着は一週間に後とする、次いで直ちに米國へ出立しその歸途日本に友好訪問をなすこと、スターの情報旅行が實現されれば有難いのですが

## 口供書

供

書

W.P.カミングハ先づ正式ニ宣誓シ證言シ申延ブ  
一、私ハ獨逸關係ノ合衆國政治顧問局員ノ合衆國務省ノ一員ニシテ從ツ

テ合衆國獨逸宣政府ノ代表者デアル。

上述ノ資格ニ於テ原文ノ捕獲セラレタル獨逸外務省書類綴及ビ記錄ハ獨逸ベルリン、ベルリン文書部ニ於テ小生ガ所有シ保管シ管理スルモノナリ。

二、前述ノ原文ノ外務省書類綴及ビ記錄ハ連合國派遣軍最高司令官ノ命令1

ノ下ニ軍隊ニ依リ捕獲取得セラレタルモノナリ、押收取得ト同時ニ前記軍隊ニ依リ先づ獨逸マールブルクに用書類中央部ニ集收セラレ後日前記連合軍ノ權限アル人ニ依リ柏林文書品トシテ知ラレタル前記ノ中央文書部ニ移動セラレタリ。

三、私ハ一九四五年八月十五日獨逸マールブルクニ在ル前記文書部ニ配置セラレ獨逸マールブルク勤務中前記捕獲セラレタル獨逸外務省書類綴及ビ記錄ハ最初ニ私ノ所有管理スル事トナリ其後モ經顧シテ私ノ管理下ニ私ガ所持保管スル事ニナリ居タリ。

四、本口供書ノ添付セラレタル書類ハ前述ノ方法ニ依リ私ノ管理下ニ私ノ

所持保管スル所トナリタル前記窃逸外務省書類綴及ビ記録ヨリ捕獲セラレタル窃逸外務省原文書類ノ眞實ニシテ正確ナル寫眞寫ナリ。

五、添附セラレタル寫眞寫ノ前記原文書類ハ請問保護團ニ依リ調査審査ノタメ私が保持保留シ、前述ノ理由ニ依リ前記原文利用不可能ノタメ前記原文ノ寫眞寫ヲ茲ニ證明ヲ附シテ提出ス

W · P · カミング(署名)

一九四六年四月二十三日小生ノ面前ニ於テ宣誓署名セリ

高級副官代里

陸軍中佐 A · G · D

G · H · ガード(署名)

窃逸事務局 (U · S) (印)

書類番號 第三番

證明書

自分儀イエールマクソン、は日本、東京の國際檢察官文書課長の職にある者なる處、此處に添付せるオツトにより署名され且つ一三六二三四及び一三六二三五なる電報番號を有する一九四〇年一月二十六日付の電報と及び更に右電報に添付せる一九四六年四月二十三日付のW・P・カシミングの宣誓供述書は、吾が保管に係る原文の眞實にして正確なる寫しなることを證明す。

一九四七年八月十五日

日本東京國際檢察官文書課長  
イエールマクソン（署名）

Rec'd, Dec., 1947, #2475